

令和3年度 とよなか保育士助成金 募集案内(第3次)

◆申込期間 令和3年(2021年)4月1日(木)~5月31日(月)

令和2年(2020年)12月
豊中市こども未来部こども事業課

1. 趣旨

豊中市は、平成30年度から3年連続待機児童ゼロを達成しました。今後も待機児童ゼロを維持するとともに、豊中市で保育士として働く方を応援するため、新たに豊中市内の民間保育施設に就職された方に、とよなか保育士助成金を支給します。

2. 助成金の種類・申込要件・支給額

I. とよなか保育士応援手当

豊中市内の民間保育施設で新たに勤務する方で、**新卒・未経験の方**、**復職した方**、**市外から転職した方**に対して支給します。

申込要件 (下記の①~④すべての要件を満たす方が対象です。)	支給額
①令和3年(2021年)4月1日時点で、豊中市の住民基本台帳に登録されている方。 ②令和2年(2020年)10月2日から令和3年4月1日の期間に、豊中市内の民間保育施設等で、下記の(ア)~(オ)に該当する週30時間以上勤務する保育士(※1)として採用された方。 (ア)認可保育所(児童福祉法に規定) (イ)認定こども園(認定こども園法に規定) (ウ)小規模保育事業実施施設(子ども・子育て支援法に規定) (エ)家庭保育所(家庭保育所制度実施要綱に規定) (オ)豊中市庄内一時保育事業実施施設または北部一時保育事業実施施設 ③下記の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する方。 (ア)保育士資格を取得してから初めて勤務した方。【 新卒・未経験 】 (イ)最終の保育経験から5年以上ブランクがあって復職した方。【 復職 】 (ウ)最終の保育経験が豊中市外の保育所等である方。【 市外からの転職 】 ※「保育経験」については、FAQ(よくある質問)をご確認ください。 ④昭和51年(1976年)4月2日以降に生まれた方。	年額24万円 (月額2万円) 最大72万円 (最大3年間)

(※1)「保育士」は、認定こども園法に規定する保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭を含みます。ただし、施設の長(園長など)は対象外です。

Ⅱ. とよなか保育士歓迎一時金

近隣地域以外から豊中市に転入した方に、市内の民間保育施設に就職する際に必要な費用として支給します。

申込要件 (下記①～③すべての要件を満たす方が対象です。)	支給額
<p>①令和2年(2020年)10月2日から令和3年(2021年)4月1日の期間に、近隣地域(※2)以外の地域から豊中市に転入し、住民基本台帳に登録されている方。 (※2)近隣地域は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">●大阪府全域●兵庫県の一部地域(神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)●京都府の一部地域(京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村) <p>②令和2年10月2日から令和3年4月1日の期間に、豊中市内の民間保育施設等で、下記の(ア)～(オ)に該当する週30時間以上勤務する保育士(※1)として採用された方。</p> <ul style="list-style-type: none">(ア)認可保育所(児童福祉法に規定)(イ)認定こども園(認定こども園法に規定)(ウ)小規模保育事業実施施設(子ども・子育て支援法に規定)(エ)家庭保育所(家庭保育所制度実施要綱に規定)(オ)豊中市庄内一時保育事業実施施設または北部一時保育事業実施施設 <p>③昭和51年(1976年)4月2日以降に生まれた方。</p> <p>※支給にあたっては、令和3年4月1日から令和4年(2022年)3月31日までの1年間継続して勤務された方に限ります。</p>	10万円 (1回限り)

(※1)「保育士」は、認定こども園法に規定する保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭を含みます。ただし、施設の長(園長など)は対象外です。

3. 申込方法・提出書類

「市ホームページからの電子申込」もしくは「郵送・窓口」でお申込みください。

●電子申込で申し込む場合

①豊中市ホームページ (<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/index.html>) より、

子育て・教育 → 子育て・教育の取り組み → 豊中市で保育士として働きませんか？とよなか保育士助成金制度がスタートします ページにある「申込」の欄から電子申込システムにアクセスしてください。下記のQRコードからもアクセスできます。

《電子申込ページQRコード》



②豊中市電子申込システムから、「手続き名：令和3年度 第3次とよなか保育士助成金申込み」を選択し、画面の説明に沿って必要事項を入力、準備書類のデータ（写真可）を添付して申し込んでください。

準備書類
<input type="checkbox"/> 経歴に関する証明書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 保育士証の写し ※保育士証発行手続き中の方は、申込時に「保育士登録済通知書」を添付し、後日「保育士証」の写しを提出してください。

●郵送・窓口で申し込む場合

下記の書類をこども未来部こども事業課運営管理係まで郵送または窓口提出にて申し込んでください。

提出書類
<input type="checkbox"/> とよなか保育士助成金申込書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 経歴に関する証明書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 保育士証の写し ※保育士証発行手続き中の方は、申込時に「保育士登録済通知書」の写しを提出し、後日「保育士証」の写しを提出してください。

※申込みに要する費用（通信料、郵送料等）は、申込者の負担となります。

4. 申込期間

令和3年(2021年)4月1日(木)～5月31日(月) 消印有効

※申込期間を過ぎると受理いたしませんのでご注意ください。

5. 審査方法・結果通知

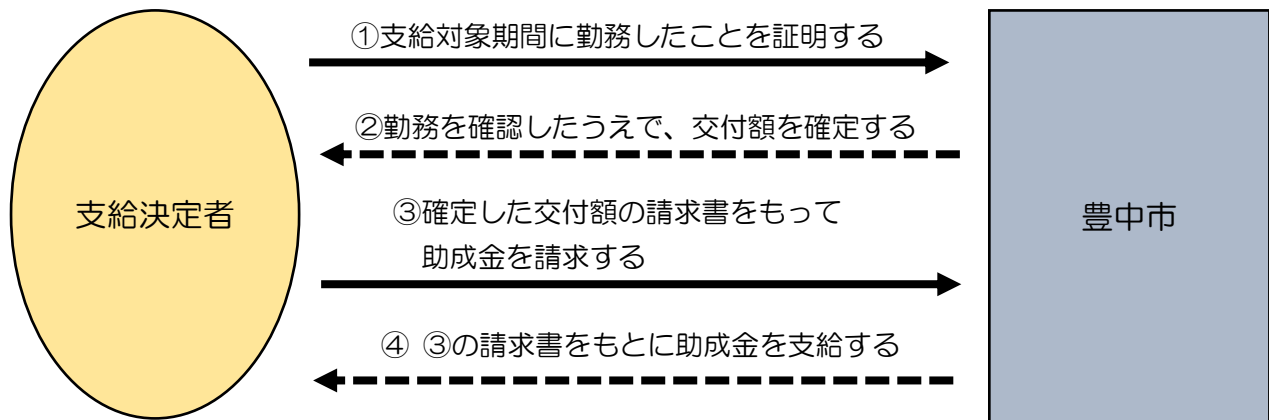
【審査方法】提出書類の内容が適正であるかを審査し、助成金の交付または不交付を決定します。

【結果の通知】申込者によよなか保育士助成金交付決定通知書または不交付決定通知書を送付します。
(令和3年6月下旬に送付予定)

6. 請求方法・支給方法

助成金は、支給決定後、支給対象期間に勤務したことの証明をもとに交付額を確定し、支給決定者からの請求書をもとに支給します。(勤務する施設からの給与とは別に、支給決定者の指定口座に豊中市から振り込みます。)

【請求から支給までの考え方】



7. 提出書類

下記書類を「9. 支給対象期間・請求期間」に記載されている**請求期間内**にご提出ください。

提出書類
<input type="checkbox"/> 勤務証明書（様式第4号） ※該当する支給対象期間に勤務したことを証明するものです。
<input type="checkbox"/> とよなか保育士助成金請求書（様式第6号）

【請求用紙を受け取るには】

- ①豊中市ホームページ (<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/index.html>) の
子育て・教育 → 子育て・教育の取り組み → 豊中市で保育士として働きませんか？とよなか保育士助成金制度がスタートします ページで、必要な書類のデータをダウンロードして使用してください。

8. 支給対象期間・請求期間

I. とよなか保育士応援手当……毎年2回、6ヵ月ごとに支給します。

※毎回の請求期間に書類の提出が必要です。

	2020.10 (令和2年)	2021.4 (令和3年)	2021.10 (令和3年)	2022.4 (令和4年)	2022.10 (令和4年)	2023.4 (令和5年)	2023.10 (令和5年)	2024.4 (令和6年)	2024.10 (令和6年)
第1回		支給対象期間 令和3年4月1日 ～9月30日	請求期間 令和3年9月16日 ～10月15日						
第2回			支給対象期間 令和3年10月1日～ 令和4年3月31日	請求期間 令和4年3月16日 ～4月15日					
第3回				支給対象期間 令和4年4月1日 ～9月30日	請求期間 令和4年9月16日 ～10月15日				
第4回					支給対象期間 令和4年10月1日～ 令和5年3月31日	請求期間 令和5年3月16日 ～4月15日			
第5回						支給対象期間 令和5年4月1日 ～9月30日	請求期間 令和5年9月16日 ～10月15日		
第6回 (最終回)							支給対象期間 令和5年10月1日～ 令和6年3月31日	請求期間 令和6年3月16日 ～4月15日	

II. とよなか保育士歓迎一時金……1年間の勤務後一括で支給します。

	2021.4 (令和3年)	2022.4 (令和4年)
一括	支給対象期間 令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	請求期間 令和4年3月16日 ～4月15日

9. その他

- 申込要件を満たしているかわからない場合は、とよなか保育士助成金 FAQ（よくある質問）をご確認ください。（下記 QR コードから豊中市ホームページをご覧ください。）
- 助成金の申込について、申込期間を過ぎての申し込みはできません。
- 助成金の申込について、申込内容を審査し、申込要件を満たしていないと判断された場合は不交付になります。
- 助成金の請求について、請求期間を過ぎての書類の提出は受理できません。期日までにご提出ください。
- 支給決定後に、引越しや、退職、勤務時間の短縮など、勤務に関して変更があった場合は、すみやかに文書を作成し、届け出てください（文書の様式は任意です。）。なお、届出内容によって支給要件を満たさなくなった場合は、支給決定の取り消し、または支給額を減額することがあります。

10. 提出先・問合せ先

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1（第二庁舎 3 階）
豊中市こども未来部こども事業課運営管理係
とよなか保育士助成金担当 宛
電話：06-6858-2808
FAX：06-6854-9533

